

## ○施策内容の詳細

### 1. ごみの減量と資源化の推進

---

#### (1) ごみの減量の推進

##### 1) 家庭系ごみの減量化の推進

###### ① 食品ロス削減の検討

家庭から排出される生ごみの中には、食べ残しや消費期限切れ等により本来食べられるのに捨てられてしまう食品ロスが多く含まれています。

今後は、令和4年度から実施している鈴鹿市フードドライブ<sup>※</sup>推進事業(環境政策課が実施)を推進するとともに、幅広い世代の方にも取り組んでいただけるような事業について検討していきます。

<sup>※</sup>フードドライブ:家庭で消費できない食材を地域の団体や福祉施設などへ寄附する活動。

###### ② 生ごみ処理容器及び生ごみ処理機の普及促進

本市では、各家庭での生ごみの減量化及び資源化を推進するために、生ごみを堆肥化する「生ごみ処理容器」「生ごみ処理機」を購入された方に対して、購入費の一部を助成する制度を実施しています。

今後、本制度を継続し、生ごみの減量化及び資源化を推進します。

###### ③ 厨芥類(生ごみ)の水切りの推進

生ごみのうち約80%は水分であり、十分水切りをすることで、においも少なくなり、ごみの減量化にも大きく寄与します。

今後も市HPや広報等による啓発を通じて、各家庭での生ごみの水切りを推進します。

##### 2) 事業系ごみの減量化の推進

###### ① 食品ロス削減の検討

事業系ごみの中の生ごみの中にも、家庭系ごみ同様、食品ロスが多く含まれています。

今後は、市内の事業者と、小盛メニューの導入や、食べ残しの持ち帰りを推進する等、食品ロス削減につながる施策を推進していきます。

###### ② 排出事業者による処理責任の徹底

廃棄物処理法では、事業者の責務として、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任で適正に処理しなければならないことに加え、再生利用等によりごみの減量に努めることや、市が行うごみの減量と適正処理の施策へ協力することが求められています。

このような排出事業者による処理責任を徹底し、事業者自身が責任を持って事業系ごみの処理を行うよう、引き続き必要な情報提供等を行っていきます。

### ③ 事業系ごみ分別表作成

事業系ごみは、業種・業態によって出てくる事業系ごみの種類・量も様々です。

事業系ごみについても、家庭系ごみ同様、ごみの分別表を作成します。なお、分別表は産業廃棄物と事業系ごみの違いについてもわかりやすく表現したものとします。

### ④ 搬入時検査の実施

収集運搬許可業者や自己搬入を行う事業者に対しては、清掃センターにおいて搬入時検査を実施します。排出状況が思わしくない場合は、市指導員による排出指導等を行うことで、ごみの適正排出を促します。

## 3) 啓発, 情報発信活動の充実

市民・事業者の協力を得ながら、本市のごみ処理の施策を実現するため、広報・啓発活動を強化します。本市のごみ処理の状況については、広報すずか・HP, LINE アプリや、コミュニティFM, ケーブルテレビ等の地域メディアを通じて、市民及び事業者に対して情報提供を行い、ごみの適正処理, 減量・資源化の必要性等に関する意識を高めていきます。

さらに、転入者向け配布物の作成・配布など、転入者への情報提供も徹底します。

その他、外国籍の方々のごみの排出に関して、多言語に翻訳した「家庭ごみの分け方・出し方」を作成するほか、中小企業訪問時に啓発・情報発信活動のための基礎情報を得て活用すること等により、鈴鹿市多文化共生推進指針に沿ったコミュニケーション支援を行っていきます。

なお、家庭ごみの分け方・出し方とごみ収集カレンダーやごみ集積所看板、啓発冊子による広報・啓発活動も引き続き実施します。

## 4) ごみ処理手数料の適正化

本市では、家庭から排出される「もやせるごみ」「プラスチックごみ」「もやせないごみ」は、市の認定したごみ袋で排出するルールとなっています。この認定ごみ袋にはごみ処理料金は上乘せされていませんが、本市における家庭系ごみ排出状況を適宜検証し、全国及び県内他市町の家庭系可燃ごみ等の有料化導入状況等も勘案しながら、ごみ処理手数料の適正化について検討します。

## (2) 資源化の推進

### 1) 家庭系ごみの資源化の推進

家庭ごみの行政回収は、分別の品目ごとに、ステーション回収を実施しています。うち、資源物については、「資源ごみ A」として新聞紙, 雑誌・雑がみ, 段ボール, 紙パック, 「資源ごみ B」としてあきかん, あきびん, ペットボトル, 衣類を集積所で回収しています。

組成分析結果より紙類が多く含まれていることから、雑がみの分別について今後も周知・徹底を図り、家庭系ごみの資源化を推進します。

また、集団回収における奨励金額を収集量別に段階的な設定をする累進型集団回収制度の導入を検討するなど、減少傾向となっている集団回収量の増加を図ります。

## 2) 事業系ごみの資源化の推進

事業所から排出される紙類、生ごみ等の資源物については、民間事業者も活用した資源化業者への排出による資源化を推進すべく、必要な情報提供等を行います。

さらに、中小事業者向けには、中小企業訪問時にごみの減量化・資源化に関する課題の聞き取りを行い、業種別・業態別等の減量・資源化に関する情報発信、資源化の仕組みづくり等につなげる取り組みを検討します。

## 3) 資源ごみ排出方法の多様化

本市では、ごみの減量・資源化、または集積所での収集を補完することを目的に、公共施設において、ごみの拠点回収・店頭回収を行っています。具体的には、有害ごみ(乾電池・蛍光管)は公共施設に回収ボックスを設置し拠点回収を実施、あきかんは公共施設にスチール缶とアルミ缶専用のあきかんポストを設置し、定期的に回収する「あきかんポスト事業」を実施しています。

その他、事業者の取組として、市内には店頭で専用ボックスを設置し、白色トレイや牛乳パックなどを回収している小売店などもあります。

今後は、行政と事業者が連携し、これらの回収場所や回収日等を周知することで、さらなる資源化を推進します。

## 4) リユースの推進

市主催の各種イベントでのリユース食器の貸出等のほか、民間事業者とも連携し、フリーマーケットや民間のリサイクルショップに関する情報提供等を通じて、利用可能な品の交換・販売活動の支援等について検討していきます。

## 5) プラスチック一括回収の検討

容器包装以外のプラスチック使用製品については、後述する鈴鹿市不燃物リサイクルセンターの改修と合わせて、容器包装プラスチック及びプラスチック使用製品の一括回収及び資源化について、詳細な検討を行います。

## 2. 環境保全のためのごみの適正処理

---

### (1) 効率的で適正な収集運搬

#### 1) 効率的な収集運搬体制の構築

本市の収集運搬は、家庭ごみについては委託又は直接搬入とし、事業系ごみについては許可又は直接搬入とします。

今後は、循環型社会の構築を念頭に置きながら、将来人口の動きや市民ニーズに対応できるよう、また、今後のごみの排出状況や本計画に基づき実施するごみの減量化・資源化の取組と調和を図りながら、安定的で効率的な収集運搬体制を検討します。

効率化の検討に当たっては、必要に応じて、収集運搬に係る費用や回収量の変化等の実績を元に効率性・利便性のチェックを実施するとともに、ICT 等の活用による更なる効率化についても、先進事例を収集した上で検討します。

#### 2) 生活形態の変化に応じた廃棄物に関する情報収集

市民の生活形態が変化した場合、ごみの排出状況にも変化が生じるため、そのような情報収集に努め、適正な収集運搬につなげます。

#### 3) 二次電池等の安定した収集運搬体制の検討

リチウム蓄電池等の二次電池については、破損・変形により、発熱・発火する危険性があり、多くの地域の廃棄物処理施設で火災等が起きています。

本市では今後、二次電池を不燃ごみではなく資源物の 1 つとして回収し、民間事業者において資源化することを検討します。

#### 4) 収集運搬許可付与時の講習会等の実施の検討

本市では、一般廃棄物の収集運搬を行う事業者に対して許可を付与しているが(以下、許可を受けた事業者を「許可業者」と言う。), 今後はこの許可業の取得に際し、許可業者の意識向上を図るべく、許可基準の強化を検討します。

### (2) 中間処理計画

#### 1) 安全で安定した処理の実施

清掃センター及び不燃物リサイクルセンターについては、引き続き適切な時期・内容で設備の定期点検やメンテナンスを行い、安全で安定した処理を実施します。

また、資源・エネルギーの再利用・有効利用を図ることを基本に、適正なごみの処理を実施します。

## 2) 資源化の推進

### ① 容器包装リサイクルの継続

容器包装リサイクル法に規定する容器包装プラスチックとペットボトルは、不燃物リサイクルセンターで選別し、適切に資源化します。

### ② 資源物の資源化の推進

上記①の品目のほか、不燃物リサイクルセンターで回収される資源物については、これまで通り資源化を推進します。

## (3) 最終処分計画

### 1) ごみ処理量の変化に対応した効率的な施設運営

本市 HP 等を利用したボランティア清掃の情報発信活動を行っていきます。

最終処分は、不燃物リサイクルセンター内の最終処分施設において破碎不燃物の埋立を行っています。

今後も、徹底した最終処分量の減量・減容化を図ることを基本に、適正なごみの処理を実施します。さらに、ごみ処理量の変化に対応して、効率的な施設の運営を進めていきます。

また、1972(昭和 47)年 10 月から 1997(平成9)年 3 月まで埋め立てを行っていた旧深谷処理場については、法に基づく周縁地下水の水質検査等及び 1995(平成 7)年 4 月から稼動した水処理施設により浸出水の浄化を継続して行い、適正な管理を行います。

## (4) 処理施設整備

### 1) 安定的な廃棄物処理のための施設整備計画

今後の各処理施設の整備については、鈴鹿市公共施設等総合管理計画の基本的な考え方と整合を図りながら、検討を行っていきます。

### 2) 不燃物リサイクルセンターの改修の検討

現施設は、2007(平成 19)年度からPFI(BTO)方式により、不燃・粗大ごみ処理施設、容器包装プラスチック処理施設、最終処分場維持管理期間として 2030(令和 12)年度まで管理運営業務をPFI事業者へ委託しています。

今後は、不燃物リサイクルセンターの管理運営業務の終了年度である 2028(令和 10)年度を見据え、不燃物リサイクルセンターの改修について、具体的な検討を進めます。

### 3) 清掃センターの改築の検討

現施設は、循環型社会形成推進交付金制度を利用して、2017(平成 29)年度から 2019(令和元)年度までDBO方式により基幹的設備改良工事を実施し、焼却処理施設の長寿命化を行

い、2033(令和15)年度まで管理運営業務をDBO事業者に委託しています。

今後は、管理運営業務の終了年度である2033(令和15)年度を見据え、清掃センターの改築について、具体的な検討を進めます。

#### (5) 災害時ごみ処理対策

##### 1) ごみ処理体制、適正処理等の整備

大地震や風水害時には、一時的に著しく多量の災害廃棄物の発生が想定されるため、通常の一般廃棄物の処理を維持することに加えて、災害廃棄物を迅速に適正処理する必要があります。

本市では、2014(平成26)年度に「災害廃棄物処理計画」を策定していますが、2018(平成30)年3月に改定された国の災害廃棄物対策指針に基づき、環境省や三重県から新しい情報を収集するとともに、各地で実施されている災害廃棄物処理に関する新たな知見を活用して、本市の「地域防災計画」との整合を図りながら「災害廃棄物処理計画」の見直しを進めます。

また、廃棄物処理関連事業者や周辺自治体等との広域的な相互協力体制の構築等、災害廃棄物処理体制の具体化を進め、災害からの早期復旧のための体制整備に努めていきます。

### 3. 地域と行政との協働体制の確立

---

#### (1) きれいなまちづくり

##### 1) 不法投棄対策の推進

きれいなまちづくりのためには、不法投棄対策が重要となります。

本市では、不法投棄対策として、国・県・市の公共用地管理者や警察、自治会等の関係者により「鈴鹿市不法投棄対策連絡会議」を設置しており、同会議の構成機関が連携・協働して各種対策を実施しています。

また、2017(平成29)年度から、事業者と協働した地域の見守り活動である「SUZUKA まるごとアイネット(健康福祉政策課が実施)」の一環として、不法投棄の通報に関する協力体制を構築しました。

今後もこれらの体制を活用して、早期発見と早期対応に努めるとともに、不法投棄対策として、不法投棄監視カメラや不法投棄禁止看板の設置による抑止対策、不法投棄多発箇所のパトロール、広報すずかやHP等を活用した啓発活動等により、不法投棄の撲滅を目指します。

#### (2) 市民や事業者との連携した環境活動

##### 1) 情報発信活動の協働推進

広報すずか等を利用したボランティア清掃の情報発信活動を行っていきます。

##### 2) 環境教育等の協働推進

市内の学校と連携して、学校教育の場において副読本を活用した環境教育やごみのリサイクルを中心とした内容の出前授業「出張！ごみ博士」、従来からのポスターコンクールなどを実施

し、環境保全や正しいごみ処理に関する意識の定着を図ります。

また、地域における自治会等を対象に、幅広い年齢層に応じた啓発を行い、正しいごみ処理に関する意識の向上を図ります。

### 3) 資源回収協力店の登録制度の実施

本市が実施している資源回収協力店の登録制度※について、登録店舗数を増やす取り組みを継続します。登録店舗や実施している取り組み等については、市 HP のみならず SNS や広報すずかを通じて、店舗の周知・啓発を行います。

※市内で不特定多数の方を対象に資源回収している事業者を紹介する制度。

### 4) ごみ集積所管理運営の連携推進

ごみ集積所を管理運営する自治会と協働し、適切な管理運営を行っていきます。

## (3) 国・県との連携

### 1) 各種制度の改定や連携への働きかけ

生活の多様化に伴い、廃棄物を取り巻く環境も変化し続けています。その中で新たなりサイクルルートの確立や広域的な対応等も考えられます。国、県に対して法律や全国的な制度整備の情報収集や働きかけを、市民、事業者、隣接市町と協力して行っていきます。

### 2) 近隣市町との情報共有

ごみの減量・資源化に向けた取り組み等について、近隣市町と適宜情報を共有し、本市の取り組み検討に向けた情報として活用します。

## (4) 地域との連携

### 1) 高齢者世帯等のごみ出しへの関係機関と連携した支援

鈴鹿市地域づくり協議会が主体となって取り組んでいる地域の互助の取組の一つである高齢者等のごみ処理支援活動が円滑に導入・運営できるよう、関係機関と一体となって支援します。

### 2) ボランティア清掃の支援

本市では、きれいなまちを維持するため、ボランティア清掃活動を実施する団体を支援しています。具体的には、市道などの市管理地に関し、地域や企業がボランティア清掃を行う場合に、専用ごみ袋の配布と清掃後のごみ回収を支援しています。

今後も本支援を継続し、きれいなまちづくりに努めます。